

## 矛盾文と自然言語における規範性の源泉

酒井 智宏

キーワード: 矛盾文 規範性 判断 言語共同体

### 要旨

矛盾文 *X n'est pas X* (「X は X でない」) は、単なる事実報告 (「問題の対象は X と呼ばれない」) として解釈される場合と、規範性言明 (「問題の対象は X と呼ばれるべきではない」) として解釈される場合とがある。規範性を表す表現がないにもかかわらず、矛盾文が規範性言明としての解釈をもつのは、(i) 語 X の適用に不一致が生じ、(ii) その不一致が事実認識の不一致によるものではないとみなされ、(iii) 不一致を起している他者を話者が自らの言語共同体の成員 (同胞) とみなし続けるときであり、かつそのときだけである。コンディヤックの「二つのましがいい」をめぐる議論をふまえると、事実認識に基づかない判断がくいちがう場面では、ただちに、当事者が属する言語共同体の存在が浮かびあがってくる。このとき、ウィトゲンシュタインの言う言語 (によるコミュニケーション) の成立基盤を回復すべく、言語使用者たちが再び一つの言語体系に収束していこうとする運動が生じ、ルソーの「同胞と憐れみ」の原理により、言語使用の不一致を起している他者は「矯正されるべき他者」として立ち現れる。こうして、語の適用の不一致から自然言語の規範性が生じる過程を自然な一本道として理解することができる。「べし」という規範性概念は、「べし」という言語表現のないところから生じるのである<sup>1</sup>。

### 1. 矛盾文における規範性の謎

矛盾文 *X n'est pas X* (「X は X でない」) は、単なる事実報告 (「問題の対象は X と呼ばれない」) として解釈される場合と、規範性言明 (「問題の対象は X と呼ばれるべきではない」) として解釈される場合とがある。次の(1a)が「ある種の専門用語では猫が猫と呼ばれない」という事実を報告しているのに対して、(1b)は「ねずみを捕らない猫は猫と呼ばれるべきではない」という規範性にかかわる言明を行っている。

- (1) a. En droit, un chat n'est pas un chat, c'est un *animal domestique, de l'ordre des carnassiers digitigrades*. (<http://gaetanpelletier.wordpress.com/2008/12/13/>)  
(法的には、猫は猫ではなくて、指向性の肉食目の家畜動物だ。)<sup>2</sup>
- b. Un chat n'est pas un chat s'il n'attrape pas de souris.  
(ねずみを捕らなければ猫は猫ではない。)

<sup>1</sup> この論文は、日本フランス語フランス文学会 2009 年度秋季大会 (2009 年 11 月 7 日、熊本大学) における口頭発表、および筑波大学における招待講演 (2010 年 9 月 3 日、科学研究費補助金・基盤研究 (C) 研究代表者: 渡邊淳也、研究課題: フランス語および日本語におけるモダリティの意味論的研究、課題番号: 20520348) による招聘) を大幅に発展させたものである。

<sup>2</sup> 以下では、フランス語の例文およびフランス語・ドイツ語の引用に拙訳をつける。

矛盾文(1b)がもつ規範性解釈は、トートロジー(2)にも見られる<sup>3</sup>。

- (2) Un chat est un chat seulement s'il attrape des souris. [(1b)と同値]  
(ねずみを捕ってこそ猫は猫だ。)

藤田 (1992: 97) は、(2)の述語 un chat (「猫」) を un chat qui est *digne* d'être appelé un chat (猫と呼ばれるに値する猫)、ce qu'un chat *devrait* être (猫がそうあるべき姿) とパラフレーズしている<sup>4</sup>。藤田は、明示的には述べていないものの、こうしたパラフレーズを行うことによって、(2)の述語が規範的に解釈されることを正しく捉えていたことになる。藤田のパラフレーズを用いるならば、(2)は「ねずみを捕る猫だけが猫と呼ばれるに値する猫である」「ねずみを捕る猫だけが猫がそうあるべき姿である」という規範的解釈をもち、(2)と同値である(1b)は、「ねずみを捕らない猫は猫と呼ばれるに値する猫ではない」「ねずみを捕らない猫は猫がそうあるべき姿ではない」という規範性解釈をもち、これに対して、(1a)を「法的には、猫は猫と呼ばれるに値する猫ではない」「法的には、猫は猫がそうあるべき姿ではない」などとパラフレーズしようとは誰も思わないだろう。

阿部 (2009) の論じる(3a-b)に関しても、(1a-b)と同様の対比が見られる。

- (3) a. Vous ne vous trompez pas ! *Ce robot n'est pas un robot. Un homme est dedans.*  
(まちがえないでください。このロボットはロボットではありません。中に人間が入っているのです。)  
b. (A propos d'un robot doté d'une intelligence comparable à celle de l'homme) *Ce robot n'est plus (pas) un robot !*  
([人間並みの知性をもつロボットについて]このロボットは (もはや) ロボットではない。)(3a, b: 阿部 2009、強調は阿部による。)

(3a)が事実報告(「これはロボットではない」として解釈されるのに対して、(3b)は規範性言明(「これをロボットと呼んで済ませるべきではない」として解釈される。

<sup>3</sup> 「P=xはねずみを捕る」「Q=xは猫である」とおくと、(1b)は「(すべてのxについて) PでなければQでない」という形式をもち、(2)は「(すべてのxについて) PのときにかぎりQだ」という形式をもっている。命題論理では、これらはいずれも「 $Q \rightarrow P$ 」(あるいはその対偶「 $\neg P \rightarrow \neg Q$ 」)という命題に対応する。すなわち、(1b)と(2)は論理的に等価である。しかし、(1b)が帯びる規範性(=「猫と呼ばれるべきでない」)は(1b)が表す命題の外にある。その証拠に、(1b)と同じ形式をもつ(1a)は規範性を帯びない。(1b)が表すのはあくまでも「(すべてのxについて)PでなければQでない」という命題であり、「(すべてのxについて)PでなければQであるべきではない」という命題ではない。それゆえ、(1b)と(2)が論理的に等価であるという事実は、(1b)と(2)がともに規範性を帯びるという事実を保証しない。したがって、(2)に見られる規範性解釈が何に由来するかは、(1b)との等価性を引き合いに出すことなく説明される必要がある。ただし、以下では矛盾文(1b)に焦点を絞って論じる。

<sup>4</sup> 強調および日本語訳は引用者による。

矛盾文(4)は少なくとも三つの解釈をもつ (cf. Sakai 2005)。

(4) **Dans ce film, Hitchcock n'est pas Hitchcock.**

(この映画では、ヒッチコックがヒッチコックではない。)

解釈1: この映画ではヒッチコックがヒッチコックの役を演じていない。

解釈2: この映画ではヒッチコックがヒッチコックらしく描かれていない。

解釈3: この映画ではヒッチコックがヒッチコックらしく演技していない。

(4)の解釈1は事実報告(「これはヒッチコックではない」)に対応し、解釈2および解釈3は規範性言明(「これはヒッチコックと呼ぶにふさわしくない」)に対応する。

以上の観察から、次の問いが生じる。

(5) 矛盾文の中に規範性を表す語彙項目がないにもかかわらず、矛盾文が規範性解釈をもつ場合があるのはなぜか?

矛盾文  $X$  n'est pas  $X$  (「 $X$  は  $X$  でない」) の中には、規範性(「 $\sim$ べし」)を表す語彙項目は見当たらない。それにもかかわらず、矛盾文の解釈が規範性を帯びる場合があるのはなぜか。それがこの論文で取り組みたい問いである。

## 2. 矛盾文をめぐる隠蔽された問い

矛盾文に関する先行研究は多くない。そして、矛盾文を(部分的にせよ)扱っている数少ない先行研究は、もっぱら規範性言明を表す(1b)型の矛盾文のみを扱っている。この点はもう少し掘り下げて考えてみる必要がある。「矛盾文」という名称が物語るように、矛盾文が研究者の注意を引いたのは、明示的に述べられているにせよ述べられていないにせよ、「矛盾命題を表すように見える文が実際に使われるのはなぜか」という問題意識が背景にあったためであると考えられる。坂原(1992, 2002)の発言に注目してみよう。

[...]一見矛盾に思える[(1b)]の発話 (Tous les  $X$  ne sont pas des  $X$  [すべての  $X$  が  $X$  であるわけではない]) は実は矛盾していないことが分かる。(坂原 1992: 63)

[矛盾文]が、矛盾していないためには、2つの  $X$  は、 $X$  に対する2つの見方、2つのカテゴリ化を表していなければならない。(坂原 2002: 108)

坂原は、「矛盾命題を表すように見える文が実際に使われるのはなぜか」という問いを明示的には立てていない。しかし、坂原が暗黙のうちにこの問いを立てていることは、坂原が上記の弁明を行っているという事実のうちに示されている。なぜなら、この問いをふまえなければ、上

記のような弁明を行う必要は生じないからである。

もしも背景にあるのがこの問いだけであるならば、(1a-b)が等しく矛盾文研究の対象となっていたはずである。ところが、これまでの矛盾文研究では、事実報告として解釈される(1a)型の矛盾文は、何ら興味を引かないものとして無視されてきた。これは、矛盾文研究の対象として、(1a)を切り捨て、(1b)のみをすくいあげるような視点が隠蔽されていることを示している。その視点こそが規範性にほかならない。矛盾文研究においては、「矛盾命題を表すように見える文が実際に使われるのはなぜか」と並んで、「なぜ規範性の表現のないところに規範性解釈が生じるのか」が問われなければならないのである。この論文では、自然言語における規範性の源泉を探ることで、この問いに答える。

### 3. パラフレーズによる「解決」

議論に入る前に、多くの人が素朴に思いつく解決法を退けておきたい。それは、「XはXでない」における第二のXは、字義どおりの意味をもつのではなく、ある種のメトニミーによって、「あるべきX」「Xらしい」といった意味を表しているという考え方である。確かに、このように考えれば、「XはXでない」が「(この)XはあるべきXではない」「(この)XはXらしくない」のような規範性解釈をもつのは自明のこととなり、何も説明することはなくなる。佐藤(1993:65)の言うように、「主語の部分の[X]と述語に含まれている[X]とは、見かけ上おなじ語だが意味あいが違うのだ……という説明は、常識的である。」

しかし、それに続けて佐藤が「さし当りはそういう常識的なところでお茶をにごしておく」(ibid.)と言っていることに注意する必要がある。佐藤は、これが実は説明になっていないことを感じ取っていたのである。ある表現XがYを意味していると感じられる。ところが、Xの中にはYを意味している要素が見当たらない。ここで、「Xは実は最初からYを意味していたのだ」と言い出すのは、説明ではなく、妄想あるいはカンニングである。なぜ妄想かと言えば、「Yがそこにあってほしい」という願望から一足飛びに「実際にYがそこにある」という事実を導いているからであり、なぜカンニングかと言えば、「Yがそこにあってほしい」と願うあまり、自分にしか見えない文字でYという言葉を書き込んでしまっているからである。言語学が科学を自称するようになって以来、自然科学の手法にならって、ある現象の説明項として「見えない存在者」が仮定されることがある。しかし、その存在を独立の根拠によって正当化するというステップを踏まないかぎり、「見えない存在者」として「悪魔」「運氣」「見えない赤い糸」といったものを仮定することを妨げるものは何もなくなくなり、言語学はカオスに陥ってしまう。

こうした困難をくぐり抜け、仮に「見えない存在者」を立てることがメタ理論的に正当化されたとしても、Sakai(2007)および酒井(2012)によって論証されたように、「XはXでない」を「(この)XはあるべきXでない」「(この)XはXらしくない」などとパラフレーズする解決法は、経験的事実とのあいだに齟齬をきたす。ここでその議論を繰り返すことはしない。と

にかく、パラフレーズによる解決はあきらめよう<sup>5</sup>。

#### 4. 阿部 (2009) の「主観性」は規範性を説明できるか

第2節で述べたとおり、これまでの研究では、(1a)型の矛盾文と(1b)型の矛盾文を区別する視点が隠蔽されてきた。その唯一の例外が阿部 (2009) である。阿部は、(1a)型の矛盾文が情報量を持ち、客観的であるのに対して、(1b)型の矛盾文は情報量をもたず、主観的であると主張する。阿部の言う「主観性」とは、話し手の判断のことである。(1a)の矛盾文が表す「法律用語では、猫は猫ではない」というのは客観的事実であり、話し手の判断ではない。それに対して、(1b)の矛盾文が表す「ねずみを捕らない猫は猫ではない」というのは、客観的に成り立つ事実ではなく、話し手の判断である。このように、「主観性」という理論的概念を仮定すれば、(1a)と(1b)を観察レベルで区別することができる。言語における主観性に注目して研究を行っていた阿部の目には、(1a)と(1b)がはじめて異なる用法として映ったのである。これは観察の理論的負荷性を示す例であると言える。では、この「主観性」概念で(1b)の規範性解釈を説明することができるだろうか。

実は、阿部の「主観性」概念は(1b)の特徴を捉えきれていない。(6)を考えてみよう。

(6) Un chat n'est pas mignon s'il n'attrape pas de souris.

(猫はねずみを捕らなければかわいくない。)

(6)における「ねずみを捕らない猫はかわいくない」というのは話し手の判断であろう。だとすると、(1b)と(6)はどちらも話し手の判断を表す文であるということになる。しかし、(1b)は(6)にはない意味を帯びていることに注意する必要がある。(1b)は、「ねずみを捕らない猫も猫だ」という考えをまちがいとして切り捨て、相手に態度の変更を迫る効果をもっている。これは Levinson (1983) がトートロジー  $X \text{ is } X$  に関して指摘した「話題を封じる機能」(topic-closing quality) にほかならない。これに対して、(6)は、「ねずみを捕らない猫もかわいい」という考えをまちがいとして切り捨てる意味あいをもっておらず、単に「あなたの考えと私の考えは違う」と述べるにとどまっている。もちろん、(6)も場合によっては相手の気分を害する可能性はあるが、それはせいぜい発語媒介行為にすぎず、「あなたの判断は気に入らないが、どっちが正しいというわけでもないから好きにすれば」「かわいさの基準は人それぞれだよ」で終わる可能性

<sup>5</sup> 「XはXでない」の解釈をパラフレーズによって解決したくなるのには別の理由がある。それは、第2節で見たように、「XはXでない」が矛盾命題を表すという事態を避けたいという動機である。酒井 (2012) が指摘するように、この動機は、究極的には、「XはXでない」と否定の関係にあるトートロジー「XはXだ」が論理的恒真命題を表しているという字義主義的な想定と結びついている。論理的には、恒真命題を否定すると矛盾命題になる。しかし、自然言語においては、恒真命題は許せるとしても、矛盾が発生することはなんとしても避けなければならない。それゆえ、「XはXではない」は「XはXだ」の厳密な否定であってはならない。パラフレーズによる「解決」にはこうした思いが込められているのである。なお、酒井 (2012) は、この思いの源である、「XはXだ」が(恒真命題を含めて)特定の命題を表すという考え方を徹底的に破壊しようとする試みである。この試みが成功しているとすれば、「XはXでない」をパラフレーズによって救済する動機は失われることになる。

も十分ある。(1b)にはこうした寛大さはなく、問題の猫は、猫の名に値しないものとして容赦なく切り捨てられてしまう。阿部の言う「主観性」概念では、(1b)と(6)のあいだに見られるこの違いを捉えることができないのである。

次に、(3a)と(3b)をもう一度比べてみよう。阿部は、(3b)が話し手の判断を表すという点で主観的であるのに対して、(3a)は客観的事実を表すという点で主観的ではないと主張している。しかし、実際には、阿部の主張に反して、(3b)だけでなく(3a)も話し手の判断を表していると考えべきである。(3a)の話し手は、目の前のものを見て「これはロボットではない」と言っている。それにもかかわらず、「これはロボットではない」という判断はしていない、と言われても、意味がよく分からない。(3a)と(3b)の違いは、話し手の判断を表しているかどうかではなく、むしろ話し手の判断の根拠の違いに求められるべきだろう。(3a)が「中に人が入っている」という客観的な根拠に基づいて「これはロボットではない」という判断を行っているのに対して、(3b)が表す判断はそうした客観的な根拠を欠いている。(3b)はいわば証拠に基づかない判断を行っているのである<sup>6</sup>。根拠が客観的なものであるかぎり、根拠を他者と共有することによって判断を一致させることができる。たとえば、(3a)において、中に人が入っていることを知った人は、「これはロボットではない」と判断するようになるだろう。これに対して、根拠を欠く判断の場合には、自動的に判断を一致させる方法はない。そのため、知能の高いロボットもロボットであることに変わりはないと言う人の考えを改めさせるためには、ウィトゲンシュタイン(Wittgenstein 1969)の言う「説得」に訴える以外にない<sup>7</sup>。

以上のことから、(3a)と(3b)を区別するためには、話し手の判断としての「主観性」では不十分で、話し手の判断の根拠という観点を取り入れる必要があることが分かる<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> この証拠に基づかない判断というのは、Wittgenstein (1953:§242)の言う「判断」(ドイツ語 Urteil, 英語 judgment)に相当する。第6節でも見るように、ウィトゲンシュタインの言う「判断」とは、緑色のものをまったく自明なこととして「緑」と呼ぶ場合のような、記号の非反省的で盲目的な適用を指す(MacGinn 1984: 邦訳 85, 87-88)。

<sup>7</sup> ウィトゲンシュタインの言う「説得」(ドイツ語 Überredung)とは、理由(Grund)が尽きたときに現れるものである(Wittgenstein 1969: §612)。次の状況を考えてみよう。

Ich kann mir einen Menschen vorstellen, der unter ganz besonderen Umständen aufgewachsen ist und dem man beigebracht hat, die Erde sei vor 50 Jahren entstanden, und dieses deshalb auch glaubt. Diesen könnten wir belehren: die Erde habe schon lange etc. – Wir würden trachten, ihm unser Weltbild zu geben.

Dies geschähe durch eine Art Überredung.

(非常に特殊な条件のもとで育ち、地球は50年前にできたと教えられたために、そう信じている人を想像することができる。その人に、地球はずっと昔から、などなどと教えることができるだろう。こうして、その人にわれわれはわれわれの世界像を伝えようとする。

これはある種の説得によって行われることになるだろう。)(Wittgenstein 1969: §262, 拙訳)

ここで言われている「世界像」(Weltbild)とは、あらゆる探求の前提となるものであり、それ自体を根拠づけることはできない。世界像には理由がないのである。知能の高い「ロボット」をロボットとみなすかどうかは、大げさに言えば、われわれの世界像にかかわることである。ために、犬や猫などの動物をロボットだと思っている人と、人間と同じ生き物だと思っている人とで、世界がどんなに違って見えるかを想像してみるとよい。

<sup>8</sup> 阿部はなぜ(規範性ではなく)主観性による特徴づけにこだわったのだろうか。これは阿部が主観性仮説と呼ばれる仮説を唱えていることと関係がある。

主観性仮説: 文がもつ情報量が増えれば増えるほど、文が表す主観性は減少する。

この仮説によると、客観的な情報を伝達する(3a)は主観性の低い文であり、客観的な情報を伝達しない(3b)は主観性の高い文でなければならない。このため、(3a)と(3b)がいずれも話し手の判断を表しているにもかかわらず、阿部の目には(3b)のみが話し手の判断を表す文であるように映ったのである。これは観察の理論負荷性の好例と言えるだろう。では、この観察のもとになっている主観性仮説はどの程度妥当な仮説なのだろうか。これに関

## 5. 事実認識の不一致と意味の不一致

前節で見たように、(3a)型の矛盾文と(3b)型の矛盾文を区別するものは、「Xでない」という判断に対する客観的根拠の有無である。この点を敷衍するにあたって、一つの疑問に答えてみよう。「(3a)は規範性言明として解釈されないと言うが、(3a)も対話者の判断をまちがいとして切り捨てるために用いられる場合はあるのではないか。(3a)も『これはロボットではない』という判断を述べている以上、判断の正誤ということが常に問題になりうるのではないか。それを単なる事実報告と呼ぶのはおかしいのではないか。」

確かに、事実報告でも判断の正誤が問題になることはある。しかし、(3a)と(3b)の「あなたの判断はまちがいだ」では、「まちがい」のあり方が異なる。目の前にあるものがロボットであるかどうかの判断にくいちがいが生じているとしよう。このとき、(3a)が伝達するのは「あなたは事実認識をまちがえている」ということであり、(3b)が伝達するのは「あなたは『ロボット』という語の意味をはきちがえている」ということである。(3a)においては、発話者と対話者は「ロボット」という語の意味理解を共有しており、(3a)における判断のくいちがいは、「中に人が入っている」という事実を認識しているかどうかによって還元される。この認識さえ共有されれば、判断は一致する（と期待される）。このような事実認識の相違に還元可能な「まちがい」は「かんちがい」にすぎない。

これに対して、(3b)では、発話者と対話者は事実認識を共有しており、判断の相違を事実認識の相違に還元することができない。ここでは、判断の相違は「ロボット」という語の意味、すなわちロボットという概念の捉え方の相違に端を発している。このような、事実認識の相違に還元することのできない「まちがい」は、「かんちがい」とは異なるものである。単なるかんちがいを犯している他者が『「ロボット」という語の用法に従おうとはしているが、他の事情により失敗している」と解釈されるのに対して、単なるかんちがいでないまちがいを犯している他者は『「ロボット」という語の用法に従っていない』と解釈される。(3a)の対話者が「ロボット」という語の意味を正しく理解したうえで状況理解を誤っているのに対して、(3b)の対話者は「ロボット」という語の意味を誤解しているのである。

かくして、前節で論じた「客観的根拠を欠いた判断」は、事実認識に還元不可能な、意味に関する判断を表していることが分かる。(3b)の「これはロボットではない」という判断には根拠がない。それにもかかわらず、(3b)の話者は、自分の判断のみが正しく、それに同意しない人はロボットという語の意味をはきちがえていると主張している。ここで問題となる「正しさ」は、まさに野矢 (1999/2010) の言う意味での「正しさ」にほかならない。

「正しさ」とは、けっきょくのところ「正しさ」の正しさを問うことができないようなところで成立している。だが、「正しさ」とは、まさにこのような「正しさ」の正しさを問

---

して、酒井 (2012: Ch. 3) は、主観性仮説は、妥当でないばかりか、そもそも仮説の名に値しないという判定を下している。

いたくなるような場面においてこそ、その輪郭をあらわにする。

(野矢 1999: 297-298、2010Ⅱ: 129-130)

以上の議論をまとめると次のようになる。事実報告を表す矛盾文 *X n'est pas X* (「*X* は *X* でない」) においては、客観的根拠に基づいて「*X* でない」という判断が行われており、判断の不一致は事実認識の不一致とみなされる。これに対して、規範性言明を表す *X n'est pas X* においては、客観的根拠なしに「*X* でない」という判断が行われており、判断の不一致は語の用法の不一致とみなされる。すなわち、事実報告においては判断の対立は事実認識の対立に還元され、規範性言明においては判断の対立は *X* の意味の対立に還元される。では、なぜ、*X* の意味の対立から規範性解釈が出てくるのだろうか。

## 6. 言語の成立基盤としての判断の一致と規範性の源泉

### 6.1 言語の成立基盤としての判断の一致

前節までに論じたように、事実認識が対立している場面で用いられる *X n'est pas X* が規範性解釈をもたないのに対して、*X* の意味が対立している場面で用いられる *X n'est pas X* は規範性解釈をもつ。意味の対立から規範性が出てくる道すじを理解するためには、次のウィットゲンシュタインの発言を読み解く必要がある。

Zur Verständigung durch die Sprache gehört nicht nur eine Übereinstimmung in den Definitionen, sondern (so seltsam dies klingen mag) eine Übereinstimmung in den Urteilen.

(言語によるコミュニケーションには、定義の一致だけでなく(奇妙に聞こえるかもしれないが)判断の一致も必要である。)(Wittgenstein 1953: § 242、拙訳)

ウィットゲンシュタインの言う「判断 (Urteil)」とは、緑色のものをまったく自明なこととして「緑」と呼ぶ場合のような、記号の非反省的で盲目的な適用を指す (MacGinn 1984: 邦訳 85, 87-88)。この引用で言われているのは、あるものが「猫」であるかどうか、「ロボット」であるかどうかの判断が一致しなければ、その言語を用いたコミュニケーションは成立しないということである。たとえば、「猫」という語の適用に関して、A と B が不一致を起こし、それぞれまったく異なる対象に対して「猫」という語を適用しているとしよう。このとき、A の言う「猫はかわいい」と B の言う「猫はかわいい」は、同じ形式をもちながらも、異なる命題を表している。それゆえ、意見の一致や対立の対象となる単一の命題が存在しなくなり、A と B は、「猫はかわいい」に関して、意見を一致させることも、意見を対立させることもできなくなる。「猫はかわいい」が表す命題に関して、「そのとおり」という見解と、「そんなことはない」という見解との対立が成立するためには、「猫はかわいい」が単一の命題を表していなければならない。語の適用にかかわる判断の不一致は、意見の一致や対立が生じる基盤を破壊し、言語によるコミュニケーションを不可能にしてしまうのである。



幸か不幸か、実際には、(「猫」にかぎらず) 語の適用に関してわれわれの判断はおおむね一致しており、このことが言語によるコミュニケーションの成立という原初的な事実を支えている。『われわれの[判断の]一致』というこの事実こそが、[...]言語というものを成立させている最終的な基盤となっているのである<sup>9</sup>。(丹治 1996: 46)

## 6.2 判断の不一致への対処

語の適用に関して、われわれの判断はおおむね一致している。しかし、いつも一致するわけではない。では、不一致が起きた場合には、どのような対処が行われるのだろうか。この場合、判断を一致させるための努力が行われる(野矢 1995)。さもなければ、ウィトゲンシュタインの言うように、言語によるコミュニケーションが不可能になってしまうからである。

私が「あの犬は黒い」と言い、他の人が「いやあれは茶色だ」と言う場合、この意見の不一致は放置できない不安定さをもたらす。もっとよく見てみたり、見る位置を変えたり、光の当たり具合を変えてみたりして、意見の一致へ向けて努力するだろう。ウィトゲンシュタイン流に言えば、「確認のゲーム」がそこにはある。(野矢 1995: 88<sup>10</sup>)

誤解のないようにもう一度確認しておく、言語によるコミュニケーションが不可能になるというのは、意見を対立させることさえできなくなるということである。言語がなければ口論もできないのである。そこで、あるものが「猫 / ロボット」であるかどうかに関して不一致が生じた場合、言語によるコミュニケーションを可能にすべく、事実認識の共有に向けて努力が行われる。たとえば、(3a)は、「あそこにロボットがいるよ」と言う人の判断をわれわれの判断と一致させるための努力とみなすことができ、(4)の解釈 1 は、「ヒッチコックはヒッチコックの役を演じるんだよね」と言う人の判断をわれわれの判断と一致させるための努力とみなすことができる。そこには、事実認識が共有されれば、判断も一致するにちがいないという思いがある。中にロボットが入っていることに気づけば、きっと「これはロボットだ」などとは言わなくなるだろう。この映画の監督の方針を知れば、きっと「ヒッチコックはヒッチコックだ」などとは言わなくなるだろう。判断の一致に向けた努力には、そういう思いが込められている。

## 6.3 対処不能な判断の不一致と規範性解釈の成立条件

では、そうした努力が無駄に終わったらどうなるか。すなわち、事実認識が共有されたのに、あいかわらず判断は一致しない、という事態が生じたらどうなるか。このときはじめて、判断の不一致は、事実認識の不一致によるものではなく、用いている語の意味の不一致による

<sup>9</sup> ウィトゲンシュタインが問題にしているのが、「言語の成立基盤」であるのか、それとも「言語によるコミュニケーションの成立基盤」であるのかについては、別途議論が必要である。しかし、言語がコミュニケーションの手段として用いられている場合のみを扱う本論文では、両者に差がないものとみなして議論を進める。

<sup>10</sup> 6.1 節の議論に基づき、この引用中に出てくる「意見」は「判断」と読み替える必要がある。

ものとみなされる。まったく同じ状況で同じものを見ているのに、Aは「これは{ロボット / 猫}だ」と言い、Bは「これは {ロボット / 猫} ではない」と言う。この事態を整合的に解釈するには、AとBが{ロボット / 猫}という語を異なる意味で用いていると考えるしかない。すなわち、二人は、一見同じ言語を話しているように見えながら、実は微妙に異なる言語を話しているのである。

AとBが微妙に異なる言語を話しているとき、AとBがいかなる言語共同体に属していると考えかかに応じて、AまたはBに対する態度も異なったものとなる。第一の選択肢は、AとBが異なる言語共同体に属していると考えることである。たとえば、Aは日本語のA方言を話し、Bは日本語のB方言を話している。A方言とB方言では、{ロボット / 猫}という語の意味が異なる。そのため、同じものを見て、一方は「これは {ロボット / 猫} だ」と判断し、他方が「これは {ロボット / 猫} ではない」と判断する。この場合、二人の言語使用がくいちがっているという事実は、二人が異なる言語共同体に属しているという事実に還元され、「どちらが正しいか」という問題は生じない。これは、同じ動物を「猫」と呼ぶのが正しいか、Katzeと呼ぶのが正しいか、という問いが意味をなさないのと同じことである。日本語では「猫」と呼ぶのが正しく、ドイツ語ではKatzeと呼ぶのが正しい。ただそれだけのことである。

第二の選択肢は、AとBが同一の言語共同体に属していると考えることである。AもBも同じ日本語の言語共同体に属している。それなのに{ロボット / 猫}という語の適用が一致しないということは、AとBのうち少なくとも一方が日本語の{ロボット / 猫}という語の使い方をまちがえていると考えるしかない。6.1節で見たように、言語(によるコミュニケーション)の基盤には、判断の一致がある。したがって、AとBの判断の不一致を放置すれば、日本語によるコミュニケーションの成立基盤が崩れる。このとき、日本語によるコミュニケーションを続けようとするかぎり、AまたはBは不可避免的に「矯正されるべき他者」として立ち現れる。かくして、「Xだ」「Xでない」という判断が、「Xと呼ぶべきだ」「Xと呼ぶべきでない」という規範性を帯びることになる。

以上から、「Xだ」「Xでない」という判断が規範性を帯びるための条件は次のようにまとめられる。

- (7) 「Xだ / Xでない」という判断が規範性を帯びるのは、
- (i) あるものがXであるかどうかの判断に不一致が生じ、
  - (ii) その不一致が事実認識の不一致によるものではないとみなされ、
  - (iii) 不一致を起こしている他者を話者が自らの言語共同体の成員(同胞)とみなし続けるときであり、かつそのときだけである。

二人の人物をA、Bとおくと、(7i)によりAとBがXという語を異なるやり方で用いていることが確認され、(7ii)によりAとBが異なる言語規範に従っていることが確認され、(7iii)によりAとBが同一の言語共同体に属することが確認される。これらの条件が満たされてはじめて、

AとBのうちどちらかがXという語の使い方をまちがっているとされるようになる。Aの視点から見れば、BはAの共同体の中にありながらAの言語を話さない人物である。このとき、Bは「矯正されるべき人物」として立ち現れる。逆に、Bの視点から見れば、AはBの共同体の中にありながらBの言語を話さない人物である。このとき、Aは「矯正されるべき人物」として立ち現れる。これが言語における規範性概念の源泉にほかならない。(7i-iii)の条件が満たされれば、規範性を表す語彙がなくとも、「Xだ」「Xでない」と言って判断の不一致を表すだけで、「Xと呼ばれるべきだ」「Xと呼ばれるべきでない」という規範性解釈が生じるのである。

逆に、(7)の各項が、規範性が生じるための必要条件でもあることに注意しよう。第一に、もしも判断の不一致がなければ、規範性が生じる余地はない。全員が一致してあるものをXと呼ぶならば、まちがいという概念が生じる余地はないからである。第二に、6.2節で見たように、事実認識にまちがいがあるならば、言語使用の正誤は問題にならず、やはり規範性が出る幕はない。第三に、6.3節で見たように、二人が別々の言語を話しているならば、言語使用の正誤は問題にならない。それゆえ、(7i-iii)の各項が満たされるとき、かつそのときにかぎり、使用された言語表現は規範性を帯びることになる。

条件(7)についてはなお言うべきことがあるが、その前に、これまでに見てきた矛盾文が、(7)のもとでどのように説明されるかを確認しておこう。

#### 6.4 規範性解釈

(7i-iii)の条件が満たされている例として(1b)がある。(1b)の話し手と聞き手のあいだで事実認識の不一致はない。問題となっている個体をaとおくと、aに関して知られている事実は、「aは chat (猫) と呼ばれてきたものである」と「aはねずみを捕まえない」の二つだけである。この事実が当事者間で共有されている以上、(1b)に見られる chat (猫) の適用の不一致は事実認識の不一致に基づくものではありえない。また、ここでは話し手も聞き手もフランス語話者であり、異なる二つの言語体系が問題になっているわけではない。したがって、「ねずみを捕まえない chat を chat と呼ぶ人物」は「まちがったフランス語を話す人物」であり、「矯正されるべき人物」である。こうして、(1b)は規範性解釈「ねずみを捕らない猫を猫と呼ぶべきではない」をもつことになる。(3b)、(4)の解釈2-3も同様に説明できる。

#### 6.5 事実報告

(7i-iii)は規範性解釈が生じるための必要十分条件であるから、たとえ(7i-ii)が満たされていても、(7iii)が満たされなければ、すなわち 6.3 節で述べた第一の選択肢が採用されれば、規範性解釈は生じない。規範性（「正しい」「まちがっている」）とは体系に相対的な概念であり、ある一つの体系を共有しようとする者のあいだにはじめて生じる概念である。たとえば、「車で道路の左側を走る」というのは、日本では正しいことであるが、フランスではまちがったことである。猫を見て「猫だ」と言うのは、日本語圏では正しいことであるが、フランス語圏ではまちがったことであり、chat と言わなければならない。このように、正しさとはある体系の内部

においてのみ問われる概念であるから、A と B のどちらかが語の使用をまちがっているとえるのは、ある体系の内部で、人物 A はあるものを X だと言い、人物 B は同じものを X でないと言う場合に限られる。これを明文化したのが(7iii)である。

(7i-ii)は満たされているが、(7iii)が満たされていない例として、(1a)がある。(1a)では、一般人が「これは猫だ」という場面で、法律家は(あるいは、誰であれ、法律用語で話す場面では)「これは猫ではない」と言うことが述べられている。ここにも事実認識の不一致はなく、まったく同じものを見て、一方は「これは猫だ」と言い、他方は「これは猫ではない」と言っている。それにもかかわらず、この文が規範性を帯びないのは、一般人と法律家が異なる言語共同体に属しているとみなされるためである。一般人はふつうの言語を使い、法律家は法律の言語を使う。(1a)はこの二つの体系の違いを報告するだけの文であるから、「正しさ」は問題にならず、規範性解釈は生じないのである<sup>11</sup>。

以上から、条件(7)が言語事実を正しく記述するものであることが分かる。次に、(7)を哲学的な観点から考察し、これが説明的にも妥当な条件であることを示す。考察の対象となるのは、事実認識に基づかない語の適用の不一致から言語共同体概念が出てくるプロセス、および言語共同体概念から規範性概念が出てくるプロセスである。

## 6.6 二つの「まちがい」-コンディヤック『論理学』における議論から一

条件(7)の各項は、説明しようとする言語事実に合わせて恣意的に立てられたものではない。(7ii)の次に(7iii)が問題となることについては、18世紀フランス啓蒙思想の哲学者コンディヤックが『論理学』(Condillac 1780: I, I)において行った議論によって裏づけられる<sup>12</sup>。コンディヤックは、「判断」に次の二つのタイプがあることを指摘する。

- A. 第一の必要性にもとづく欲求 (besoin de première nécessité) にかかわる判断
- a. 判断をまちがった場合、自然による警告を受ける。具体的には、正しい判断の後には快がやってきて、まちがった判断の後には不快がやってくる<sup>13</sup>。
  - b. 検証に基づいて誤りが正される<sup>14</sup>。
- B. 第一の必要性を離れた欲求、すなわち好奇心ないし関心のあり方 (curiosité) に基づく判断
- a. 判断をまちがっても、自然による警告を受けない。具体的には、判断の正誤にかかわら

<sup>11</sup> ただし、(1a)も「あなたが法律の言語を話すときには、猫を猫と呼んではならない」という解釈をもちうる。この場合は「あなた」が法律言語共同体の一員とみなされていることになる。

<sup>12</sup> Condillac (1780) は、コンディヤックがポーランド政府から依頼を受けて執筆した教科書で、フランスで長期にわたって標準的な教科書としての地位を享受していた (cf. 山口 2003: 17-18)。

<sup>13</sup> 『論理学』においては、判断の後に快不快がやってくるとされているのに対して、それより前の著作である『感覚論』(Condillac 1754)においては、感覚それ自身が快不快を伴うとされている (山口 2003: 78-79)。本節の議論のためには、『論理学』の見解を採用する必要がある。

<sup>14</sup> « [...] l'expérience [...] corrige ses méprises. » (ibid.) 『論理学』における expérience という語が、受動的な「経験」ではなく、能動的な「実験 (による検証)」を表すことについては、山口 (2003: 81-82) を参照。

ず、快がやってくることがある。このため、われわれは自信をもってまちがえることがありうる。

b. 検証によって誤りが正されることはない。

判断 A は本論文で言うところの事実認識に基づく判断に相当する。判断 A の分かりやすい例として、「人ちがい」が挙げられる。自分の子どもでない子どもを家に連れて帰ろうとしたら、ほぼ確実に何らかの「不快」がやってくることになるだろう（警察に連行されるなど）。そして、この「人ちがい」は、子どもの顔をよく見る、DNA 鑑定をするなどの方法によって検証可能である。これに対して、判断 B は(7ii)で言われている事実認識に基づかない判断に相当する。コンディヤックのテキストを離れて、ここでの議論に引き寄せた例を挙げるならば、エルドラドを訪れたカンディード（あるいは西洋人）が、石ころ (cailloux) を見て、黄金 (or) だ、宝石 (pierreries) だ、と言って喜んでかき集める（ヴォルテール『カンディード』）。このとき、カンディード（西洋人）にとって、石ころをかき集めることは快であろう。また、どんな検証を行おうとも、カンディード（西洋人）が「これは黄金 / 宝石ではない」と判断を改める契機になりはしない。彼（ら）にとって、どこをどう見ても、それはまぎれもなく黄金であり、宝石である。もっと日常的な例を挙げるならば、フランス人が日本のワインに口をつけて思わず言う。「これはワインじゃない。」このフランス人にとって、日本のワインをワインだと思って飲むことは不快であろう。また、どんな検証を行おうとも、このフランス人が「これはワインだ」と判断を改める契機になりはしない。「だって、こんな味のワインがあるわけじゃないか！」

ここで、判断 A と判断 B とでは、判断の正誤が体系に依存する度合いに違いがあることに注意する必要がある。ある子どもが自分の子どもであるかどうかの判断が、場所によって、あるいは人によって、くいちがうことは（ほとんど）ない<sup>15</sup>。その子どもは、誰がどこで判断するかにかかわらず、私の子どもであるかないかのどちらかであり、その判断がゆれることは（ほとんど）ない。そのため、判断 A に関しては、「体系から独立した究極の正解」を比較的簡単に想定することができる。これに対して、ある石が宝石であるかどうか、まずいワインがワインであるかどうかに関しては、場所によって、あるいは人によって、容易に判断がくいちがってしまう。エルドラドでは道端の石ころにすぎないものが、ヨーロッパでは一生遊んで暮らせるほどの財産になる、フランスではとても飲めないようなまずいワインが、日本では高い値段で売られている、といった具合である。そのため、判断 B の背後には、その判断が依拠する体系の影がちらつき、「体系から独立した究極の正解」を想定することが難しくなる<sup>16</sup>。また、判

<sup>15</sup> もちろん、まったくないわけではない。原理上、ある人物が自分の子であるかどうか、参照する法体系によって左右されることはありうる。しかし、ここでは、判断 A と B の体系依存に程度差があることが認識できれば十分である。

<sup>16</sup> このことは、一見したところ、意味に関する判断が根拠を欠いており、その「正しさ」の正しさを問うことができない、という第 5 節の議論と矛盾するように思われる。なぜなら、本節の議論によれば、意味に関する判断 B は、それが依拠する体系によって根拠づけられているように見えるからである。しかし、この矛盾は見かけのものにすぎない。判断 B が体系によって根拠づけられているように見えるのは、その体系を公理系のようになし、その公理系から判断 B が定理として導き出されるという図式を想定してしまうからにほかならな

断が依拠する体系が意識されることにより、「体系の内側にいる人」と「体系の外側にいる人」とのあいだの差別化が行われやすくなる。そして、ひとたびそうした差別化が行われると、今度は、そうした差別化の網の目から、「体系の内側にいるはずなのに、体系の外側にいるかのようふるまいをする人」がこぼれ落ちてくることになる。「フランス人のはずなのに、日本人並みの味覚で、まずいワインに高いお金を払う人がある。日本のワインはワインじゃないのに、けしからん。」「日本人のはずなのに、フランス人並みの味覚で、まずい寿司に高いお金を払う人がある。フランスの寿司は寿司じゃないのに、けしからん。」

こうして、コンディヤックの議論をふまえると、事実認識に基づかない判断から、その判断が依拠する体系 (= その人が属する言語共同体) に至る道すじを自然な形で描き出すことができる。事実認識に基づかない判断がくいちがう場面、すなわち、用いている語の意味がくいちがう場面では、ただちに、当事者が属する言語共同体の存在が浮かびあがってくるのである。

## 6.7 同胞と憐れみ ールソー『エミール』における議論から一

6.3 節で見たように、人物 A と B が語の適用の不一致を起こしているとき、A と B が属する言語共同体に関して二つの選択肢がある。第一の選択肢は、A と B が異なる言語共同体に属していると考えることである。このとき、A と B は互いに異邦人であり、どちらかが正しく、どちらかがまちがっているという判断が生まれることはない。これは「やっぱり {田舎 / 都会 /...} 育ちの人のしゃべる言葉は違うねえ」といった言い回しに典型的に見られる態度である。第二の選択肢は、A と B があくまでも同じ言語共同体に属していると考えることである。このときはじめて、A と B のどちらかが語の用法をまちがっているという判断が生じる。6.3 節では、それでもなお同じ言語を用いたコミュニケーションを続けるために、A と B が互いにとって「矯正されるべき人物」として立ち現れると述べた。しかし、ここにはいくぶん飛躍があるように思われる。というのは、純粹に論理的な見地に立てば、A と B が互いにとって「言語によるコミュニケーションを破壊する人物」「矯正不可能な人物」「隔離すべき人物」として立ち現れ、はじめから対話を放棄するという可能性も等しく開かれているはずだからである。なぜ、いきなり対話を放棄するのではなく、相手を教育して対話を続ける可能性が探られるのか。

この問いに答えてくれるのが、ルソー『エミール』(Rousseau 1762 [1835]: Tome II, Livre IV) の議論である。

*C'est la faiblesse de l'homme qui le rend sociable [...] Tout attachement est un signe d'insuffisance : si chacun de nous n'avait nul besoin des autres, il ne songerait guère à s'unir à eux. Ainsi de notre*

---

い。野矢 (2011: ch. 8) が指摘するように、これは誤解であり、ある判断が依拠する体系は、「公理系」としてではなく、「観点」として捉えられるべきである。ある観点のものでは、その石は「宝石」としての相貌をもって立ち現れる。しかし、別の観点のもとでは、その石は「宝石」としての相貌をもたない。ここで、望遠鏡が月にクレーターがあることの「根拠」でないのと同様に、観点はその石が宝石としての相貌をもつことの「根拠」ではない。このように、「体系-判断」という関係を、「公理-定理」ではなく、「観点-相貌」という軸に沿って捉えることにより、本節の議論と第 5 節の議論を矛盾なく折り合わせるができる。

*infirmité même naît notre frêle bonheur. [...] Il suit de là que nous nous attachons à nos semblables moins par le sentiment de leurs plaisirs que par celui de leurs peines [...]*

(人間を社会的なものにするのはその弱さである。他者とのいかなる結びつきも、満ち足りていないことの証しである。もしも他者を必要としていなければ、われわれは他者と結びつこうとは思わないであろう。したがって、われわれが同胞と結びつくのは、彼らの喜びを感じることによってではなく、むしろ彼らの苦しみを感じるによってなのである。) (Rousseau : 1762 [1835]: Tome II, Livre IV, 533、拙訳)

*Ainsi naît la pitié, premier sentiment relatif qui touche le cœur humain selon l'ordre de la nature. Pour devenir sensible et pitoyable, il faut que l'enfant sache qu'il y a des êtres semblables à lui qui souffrent ce qu'il a souffert, qui sentent les douleurs qu'il a senties, et d'autres dont il doit avoir l'idée comme pouvant les sentir aussi. En effet, comment nous laissons-nous émouvoir à la pitié, si ce n'est en nous transportant hors de nous et nous identifiant avec l'animal souffrant [...]*?

(こうして、憐れみが生まれる。憐れみとは、自然の秩序にしたがって、人間の心が他者に対して抱く最初の感情にほかならない。子どもは、感じやすく憐れみ深くなるために、自分が味わったのと同じ苦しみを味わい、自分が感じた苦痛を現に感じている自分に似た人たちがいて、他にも、それを感じる可能性があること心得ておくべき自分に似た人たちがいるということを知らなければならない。というのも、われわれは、自分の外に出て、苦しんでいる生き物に自己同一化することなくして、どうして憐れみに心を動かされることがあるだろうか。) (ibid. : 534、拙訳)

秋吉 (2007: 87-108) が指摘するように、このルソーの議論においては、他者を自分と同等とみなすことと、他者に憐れみの感情を抱くことが、同じ一つのこととされている。すなわち、あるものを自分と同等とみなすかどうか、そのものに憐れみを抱くかどうかの基準になるということである。これは直観的にも納得のいくことで、たとえば、ある生き物をおもしろがり、しつけの対象とするかどうかは、その生き物を自分の仲間とみなすかどうかと連動しているだろう。わが子や飼っている猫はしつけるが、たまたま家の中にいるハエや野良猫をしつけようとは思わないという事実は、この原理の反映にほかならない<sup>17</sup>。本論文の議論に即して言えば、他者を自分と同等とみなすこと、すなわち他者を自分と同じ言語共同体に引き入れることは、その他者に対して憐れみの態度をもって接することに等しい。そうした憐れみの態度の現れの一つが、「矯正」にほかならない。「フランス語もろくに話せないようでは、フランス語の共同体で生きていくのに苦勞する。この同胞の苦勞を軽減してあげよう。」「矯正」とか「教育」と

<sup>17</sup> ここで、それがすべての要因であると言うつもりはない。たとえば、「同じ仲間」だと思っても、よその家の子どもをおもしろがったりしつけたりしないのは、単にその権利がないからにすぎない。よその家の子どもをおもしろがり、しつける権利と責任を有するのは、第一にその子どもの保護者である。

か言われるものは多かれ少なかれこのようなものであろう<sup>18</sup>。こうして、語の適用の不一致を起している他者は、「矯正不可能な人物」として切り捨てられる前に、「矯正されるべき人物」として立ち現れることになる。

なお、秋吉 (2007) によると、サドの作品に登場するリベルタン (libertin) は、このルソーの議論に強く反発している。リベルタンの抜きたい信念によると、自然の秩序として、人間には強者と弱者がいるのであって、すべての人間を対等とみなすのは、強者を自分と同じ高さ引きずり降ろし、弱肉強食という現実から目をそらそうとする弱者の論理にほかならない。それは、「私を食べてはいけません。私もあなたと同じ四つ足なのですから」と言ってオオカミに命乞いをするヒツジの論理と同程度のお粗末なものである。では、このリベルタンの信念を尊重したとして、ルソーの原理は反証されるのだろうか。いや、反証はされないと思われる。

コンディヤック (Condillac 1746: I, V, 1780: I, ch. IV) が言うように、あるもの a とあるもの b とのあいだに類似性を成り立たせるのは、a と b が固有に備えている性質ではなく、a と b に対する人間の側の関心のあり方である<sup>19</sup>。一般に、ある動物が (無意識のうちに) a に対して関心・態度 X で接し、(同じく無意識のうちに) b に対して関心・態度 X で接する。これが「その動物にとって a と b は類似している」と言えるための唯一の根拠である<sup>20</sup>。酒井 (2012: 5.7) が論じるように、この原初的事実が成立してはじめて、「a と b はどこが似ているのか」という問いが立てられ、意識的に a と b の共通属性が探られるようになる。決して、a と b のあいだの共通属性を調べてから、a と b の類似性を判断するわけではない。

ここで、ルソーの原理を、「ひとたび他者に対して自己に対する関心と同等の関心を抱くならば、そのときにかぎり、その他者に対する憐れみの感情が不可避免的に生じてくる」というものだとして解釈するならば、サドのリベルタンと言えども、この原理を反証することはできなくなる。リベルタンが「他者に対して自己に対する関心と同等の関心を抱く」という条件を満たし

<sup>18</sup> もちろん、それが相手にとってありがた迷惑であることは十分に考えられる。兄弟姉妹や子どもに何かを教えようとして、「余計なお世話だ」と言って反発された経験をもつ人はめずらしくないだろう。このことは、矯正や教育が誰のためのものであるかという問題を提起するが、本論文の主旨からそれるので、これ以上立ち入らないことにする。

<sup>19</sup> コンディヤックのこの考え方がソシュールの「言語記号の恣意性」(arbitraire du signe) 概念につながっていく。このソシュールの概念は、言語相対主義の過激な主張と結びつき、「言語の力によって任意の知覚を得ることができる (それゆえ、たとえば日本語話者とフランス語話者では文字どおり知覚している世界が異なる)」といった荒唐無稽なテーゼとして解釈されてしまうことがある。しかし、この解釈はおそらく誤りであり、言語記号の恣意性とは、「類似性の設定が (権利上) 自由である」、山口 (2009: 19-20, 注[1]) の言葉を借りれば、「知覚対象は人間の側の動機や関心に即してさまざまに分類することができる」ということを述べたものである。

<sup>20</sup> 酒井 (2012: ch. 5) で詳述したように、人間にとって、関心・態度 X の代表的なものが言語記号にほかならない。a と b に同じ言語記号 X を適用するということが、「a と b は共通属性をもつ」と言えるための唯一の根拠である。言語使用者は盲目的に語を適用し、その後ではじめて、その言語使用に対する評価として「共通属性としての語義」を自覚的に考え出す。この図式を逆転し、「語 X のすべての用法をカバーする文脈中立的な意味があり、言語使用者はその文脈中立的な意味に従って語を用いているはずだ。その意味とは何か?」と考えてしまうところから、言語学的意味論の混迷がはじまる。このことは、「悲しいから泣くのではなく、泣くから悲しいのだ」という、情動研究におけるいわゆる「ジェームズ=ラング説」(下條 1998, 2008 参照) と密接にかかわっている。ジェームズ=ラング説によると、人間は、何かの拍子に思わず泣き出し、その後ではじめて、その行為の自己評価として「悲しさ」という情動を経験する。決して、「悲しさ」を自覚した後で、その結果として泣き出すわけではない。「身体的過程が自覚的情動経験に先立つのであり、その逆ではないのである。言語学における意味論は、こうした観点から、意識と無意識の関係を根本的に問い直す必要がある。



ていない以上、他者に対して憐れみの感情が生じないのは当然である。ルソーの原理は、論理的には、リベルタンのような立場を許容するのである<sup>21</sup>。

ルソーの言う「同等」の概念を、類似度を測られる側の共有属性ではなく、類似度を測る側の態度に依存したものと解釈すべきであることは、次の事実によっても確認することができる。すなわち、デカルトのような動物機械論を唱える人や、単に動物嫌いの人にとって、犬や猫を家族としてかわいがる(= 犬や猫に憐れみをもって接する)ことは、理解不能な行為であるという事実である。もしもルソーの言う「同等」の概念が、客観的な属性に基づいて判断されるのであれば、同じものを見て憐れみを感じたり感じなかつたりすることは起こりえない。実際には、いかなる関心を抱くかに応じて、犬や猫は、人間と同等のものとも、同等でないものともなるのである。ここにおいて、犬や猫と人間とのあいだの客観的な類似度を計測して、相手に回心を迫るのは無意味な行為でしかない。それは、「私を食べてはいけません。私もあなたと同じ四つ足なのですから」という命乞いが、オオカミにとって、リベルタンにとって、無意味であるのと同じことである。ルソーの原理が言っているのは、あるものを自分と同等とみなすかどうか、そのものに憐れみを抱くかどうかの基準となるということにすぎない。

かくして、ルソーの原理により、条件(7)に裏づけが与えられたことになる。すなわち、語の適用の不一致を起している他者を同じ言語共同体の成員(すなわち同胞)とみなすかぎり、その他者は、「矯正不可能な人物」として切り捨てられる前に、「矯正されるべき他者」(すなわち憐れみの対象)として立ち現れるのである。

## 7. 外延の一致と態度の一致

条件(7)に対して最後に問題となるのは、(6)のような文である。(6)においては、日本語の共同体に属する二人の人間のあいだで同じものに対する美醜判断がくいちがっている。それゆえ、(6)は(7)の条件を三つとも満たしているように見える。それにもかかわらず、第4節で述べたように、(6)には「ねずみを捕らない猫もかわいい」という考えをまちがいとして切り捨てる意味あいはなく、単に「あなたの考えと私の考えは違う」と述べているだけである。そもそも、同じものを見たとしても、すなわちあるものに関する事実認識を共有したとしても、それをかわいいと判断するかどうかは人それぞれであるから、「かわいい」などの述語はただちに条件(7)に対する反例となるように思われる。『猫』の判断基準は人それぞれだよ、という発言が意味不明であるのに対して、『かわいさ』の判断基準は人それぞれだよ、という発言はごくありふれたものである。ある対象が猫であるかどうかの判断が一致しなければ、その対象について語り合うことが不可能となるのに対して、ある対象がかわいいかどうかの判断が一致しなくて

<sup>21</sup> もちろん、ルソーの原理とリベルタンの態度の論理的両立可能性が示されたからと言って、ルソーとリベルタンが仲良く手を組むことができるわけではない。ルソーが人間は憐れみ深くあるべきだと考えるのに対して、リベルタンはその正反対の立場に立つのであるから、両者の立場はまったく相容れないものである。たとえるならば、両者は、「やる気がないなら帰れ」と言う教師と、そう言われて実際に帰ってしまう生徒のような関係にあると言えるだろう。この教師と生徒の言い分のあいだに論理的な対立はないが、両者は「やる気を出すべきかどうか」に関して決定的に対立している。

も、その対象について語り合うことは可能である。この点で、「かわいい」などの述語は、(7)の一般化ばかりでなく、6.1節で見た「判断の一致 = 言語 (によるコミュニケーション) の成立基盤」という基本図式をも脅かすものであるように思われる。

この問題は、野矢 (2011: ch. 4) の言う対象主導型述語と主体主導型述語の区別により解決することができる。対象主導型述語とは、「赤い」のように (使用者の態度ではなく) 外延の一致によって認定される述語のことである。ある人物が rouge (「赤い」という語を習得したかどうかは、その人物が rouge という語を共同体の他の成員と (おおむね) 同じ対象 (外延) に対して適用しているかどうかによって判定される。たとえば、他のフランス語話者が blanc (「白い」というものに対して rouge という語を用いる者は、rouge という語を習得したとはみなされない。この意味で、これまでに見てきた chat (「猫」) や robot (「ロボット」) といった語も対象主導型述語である。他のフランス語話者が chat / robot と呼ぶものを chat / robot と呼ばない者は、chat / robot という語を習得したとはみなされない。ここで注意すべきは、ある人物が対象主導型述語を習得したかどうかは、その人物が当該の対象に対してどのような態度をとっているかとは無関係に判定されるということである。他のフランス語話者がある対象 a を chat と呼び、かつかわいがっているのに対して、人物 A は対象 a を chat と呼び、かついじめているとする。このとき、A の a に対する態度は他のフランス語話者と異なるが、それでも、他のフランス語話者が chat と呼ぶ対象に対して chat という語を用いるかぎり、A は chat という語を習得しているとみなされる。

これに対して、主体主導型述語とは、「美しい」のように (外延ではなく) 使用者の態度の一致によって認定される述語のことである。ある人物が beau (「美しい」という語を習得したかどうかは、その人物がその語を他の共同体の成員と (おおむね) 同じ態度で用いているかどうかによって判定される。たとえば、毎回つらそうな顔をして beau という語を用いる者は、beau という語を習得したとはみなされない。mignon (「かわいい」) や désagréable (「不快である」) なども同様である。毎回顔をしかめながら mignon という語を用いたり、毎回はちきれんばかりの笑顔で désagréable という語を用いたりする者は、mignon / désagréable という語を習得したとはみなされない。ここで注意すべきは、ある人物が主体主導型述語を習得したかどうかは、その人物がその述語をいかなる対象に対して用いているか (すなわちその述語の外延) とは無関係に判定されるということである。他のフランス語話者が mignon と形容するものをことごとく laid (「醜い」) と形容し、他のフランス語話者が désagréable と形容するものをことごとく agréable (「快適である」) と形容する人物がいたとしても、その人物が、他のフランス語話者が laid / agréable という語を用いるときと同じ態度で laid / agréable という語を用いるかぎり、その人物は laid / agréable という語を習得しているとみなされる。この人物は、ただ趣味が悪いだけなのである<sup>22</sup>。

<sup>22</sup> 主体主導型述語の意味の定義に外延がまったくと言ってよいほど関与しないことについては、田中 (1981: 135) の次の発言を参照。「異なる言語や方言に対する美醜の[...]評価は、すべて美がそのまま種醜になり、醜はそっくり美に転化できることを教えている。」

以上のことから、6.1 で見た判断の一致には、実は、(i) ある語を適用する際の外延の一致、(ii) ある語を適用する際の態度の一致、の二種類があることになる。(i)は対象主導型述語の使用規範をなし、(ii)は主体主導型述語の使用規範をなす。

ここで、「aはXである」「aはXでない」という文は、対象aに語Xを適用するかどうか、すなわちXの外延にaが含まれるかどうかを述べる文であることに注意しなければならない。たとえ「aはXである」「aはXでない」におけるXが主体主導型述語であったとしても、これらの文が述べるのは、Xの外延にaが含まれるかどうかだけである。「aはかわいい」はaが「かわいい」の外延に含まれることを述べており、「aはかわいくない」はaが「かわいい」の外延に含まれないことを述べている。(i) ある語を適用する際の外延の一致と、(ii) ある語を適用する際の態度の一致のうち、「aはXである」「aはXでない」という言語表現によって語られるのは(i)のみであり、(ii)は付随的に示されるにとどまるのである。言い換えると、(7)における「言語使用の不一致」が「aはXである」と「aはXでない」の対立であるならば、その「言語使用の不一致」はXの外延をめぐるものでしかありえない。先に述べたように、外延の一致は対象主導型述語の規範性をなすものであるから、(7)における「規範性」は必然的に「対象主導型述語の規範性」を意味することになる。それゆえ、「aはXである」と「aはXでない」が(7)の条件を満たしたとしても、Xが主体主導型述語(mignon「かわいい」など)であるかぎり、「aはXである」と「aはXでない」が規範性を帯びることはない。(6)が「ねずみを捕らない猫をかわいいと形容するべきではない」と解釈されることがないのはそのためである。

## 8. 結論

矛盾文「XはXでない」が規範性解釈「XはXと呼ばれるべきではない」をもつのは、(i) あるものがXであるかどうかに関して判断の不一致が生じ、(ii) その不一致が事実認識の不一致によるものではないとみなされ、(iii) 不一致を起こしている他者を話者が自らの言語共同体の成員(同胞)とみなし続けるときであり、かつそのときだけである。その場合に規範性を表す表現がなくても規範性が表されるのは、不一致を起こしている他者が「矯正されるべき人物」として立ち現れるためである。言語Lを話す人物AがあるものaをXだと判断する。ところが、同じ言語Lを話す人物BはaをXでない判断する。AとBが事実認識を共有しているかぎり、すなわち、見まちがいやかんちがいをしているのでないかぎり、AとBのどちらかが言語Lの語Xの使い方をまちがえていることになる。こうして、「XはXでない」は「XはXと呼ばれるべきでない」と解釈される。

ただし、第7節で論じたように、「Xだ」「Xでない」がXの外延に関する判断を表すという制約のため、このシナリオが成り立つのは、Xが対象主導型述語である場合に限られる。Xが主体主導型述語であれば、aをXであると判断しようと、Xでない判断しようと、それによってXの使い方をまちがえていると言われることはない。

この三つの条件(i-iii)は恣意的に立てられたものではない。コンディヤックの「二つのまちがい」をめぐる議論をふまえると、事実認識に基づかない判断がくいちがう場面、すなわち、用

いている語の意味がくいちがう場面では、ただちに、当事者が属する言語共同体が問題とされる。ウィトゲンシュタインが言うように、同じ共同体に属しながら、語の適用に関して判断が一致しなければ、言語（によるコミュニケーション）の成立基盤が破壊されてしまう。そこで、言語使用者たちが再び一つの言語体系に収束していこうとする運動が生じる。このとき、ルソーの「同胞と憐れみ」の原理により、語の適用の不一致を起こしている他者を同じ言語共同体の成員（すなわち同胞）とみなすかぎり、その他者は「矯正されるべき他者」として立ち現れることになる。このように、コンディヤック、ウィトゲンシュタイン、ルソーの議論を組み合わせることにより、条件(7)のもとで、語の適用の不一致から自然言語の規範性に至る道すじを、自然な一本道として理解することができるようになる。

言語における規範性は、一枚岩と見なされた体系内で言語使用にズレが生じ、それが再び一つの体系に収束していく運動のうちにのみ生じる。本論文のこの結論は、言語ゲーム間コミュニケーションと規範性の関係をめぐる野矢（1999/2010Ⅱ）の議論と類比的である。

規則は本質的にたえざるズレを許容する。そこで、ズレがあらわになるたびごとに取り決めていく。その不断の取り決めと合意形成の可能性がなければ、いっさいの規範的な力も失効する。このズレと収束の運動こそが、言語ゲーム間コミュニケーションのあり方にほかならない。

それゆえ、われわれにとって言語ゲーム間コミュニケーションは不可欠なのである。[...]われわれが生きているこの規範的力のあり方を示しうるのは、ただ言語ゲーム間コミュニケーションにおいてのみでしかない。（野矢 1999: 376、2010Ⅱ: 226-227）

こうして、われわれは、自然言語における規範性の唯一の源泉にたどり着いたことになる。本論文の考察は矛盾文を出発点としたものであったが、いまや、条件(i-iii)が矛盾文を超えて成り立つものであることが分かる。ある日本語話者が、同じ食べ物を前にして、同じ味覚をもった日本語話者に向かって、「これは、食べれるのではなく、食べられるのだ」と言えば、『『食べれる』』と言うべきでなく、『『食べられる』』と言うべきだ』と解釈される<sup>23</sup>。ここで行われているのは、単なるコミュニケーションではなく、言語ゲーム間コミュニケーションであり、二人がもう一度一つの言語に収束していこうとする運動である。規範性とは、この不断の運動のうちにはじめて姿を現す概念にほかならない。「べし」という規範性概念は、「べし」という言語表現のないところから生じるのである。

#### 付記

本研究は科学研究費補助金（若手研究（B））、研究代表者：酒井智宏、課題番号：22720149「意味排除主義と自然言語の規範性に関する研究」の助成を受けて行われた。

<sup>23</sup> この「食べれるのではなく」は、言語学の教科書で「メタ言語否定」と呼ばれているものである。しかし、これは現象に名前をつけただけであり、何の説明にもなっていない。

参考文献

- 阿部 宏 (2009) 「主観性と文法化・無意味文・省略文」 日本フランス語学会シンポジウム『ことばに主体はどのようにあらわれるか：フランス語と認知言語学』、2009年5月23日、中央大学、発表資料。
- 秋吉 良人 (2007) 『サド一切断と衝突の哲学一』白水社。
- Condillac, Étienne Bonnot de (1746) *Essai sur l'origine des connaissances humaines*, Amsterdam: Mortier. 古茂田宏 (訳) 『人間認識起源論 (上) (下)』岩波文庫、1994。
- Condillac, Étienne Bonnot de (1754) *Traité des sensations*, Londres et Paris: de Bure l'aîné. 加藤周一・三宅徳嘉 (訳) 『感覚論』創元社、1948。
- Condillac, Étienne Bonnot de (1780) *La logique, ou les premiers développements de l'art de penser*, Paris: L'Esprit et de Bure l'aîné。
- 藤田 知子 (1992) 「X ÊTRE X 型構文、第三考 — プロトタイプ理論と総称文—」『神田外語大学紀要』5: 91-109。
- Levinson, Stephen (1983) *Pragmatics*, Cambridge: Cambridge University Press. 安井稔・奥田夏子 (訳) 『英語語用論』研究社、1990。
- MacGinn, Colin (1984) *Wittgenstein on meaning: An interpretation and evaluation*, Oxford: Basil Blackwell. 植木哲也・塚原典央・野矢茂樹 (訳) 『ウィットゲンシュタインの言語論: クリプキに抗して』勁草書房、1990。
- 野矢 茂樹 (1995) 『心と他者』勁草書房。
- 野矢 茂樹 (1999) 『哲学・航海日誌』春秋社、1999 (中公文庫 I・II、2010)。
- 野矢 茂樹 (2011) 『語りえぬものを語る』講談社。
- Rousseau, Jean-Jacques (1762) *Émile ou De l'éducation*, in *Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, Paris: Furne, 1835. 今野一雄 (訳) 『エミール (上) (中) (下)』岩波文庫、1962, 1963, 1964。
- 坂原 茂 (1992) 「トートロジーについて」『外国語科研究紀要』(東京大学教養学部) 40-2: 57-83。
- 坂原 茂 (2002) 「トートロジーとカテゴリー化のダイナミズム」大堀壽夫 (編) 『シリーズ言語科学 3 認知言語学 II: カテゴリー化』東京大学出版会: 105-134。
- Sakai, Tomohiro (2005) "On tautologies of the type *Hitchcock is Hitchcock* in Japanese" 『KLS Proceedings』25: 359-369。
- Sakai Tomohiro (2007) « Le schéma interprétatif des énoncés contradictoires du type *X n'est pas X* en français » 『言語情報科学』第5号: 79-93。
- 酒井 智宏 (2012) 『トートロジーの意味を構築する—「意味」のない日常言語の意味論—』くろしお出版。
- 佐藤 信夫 (1993) 『レトリックの記号論』講談社学術文庫。
- 下條 信輔 (1998) 『サブリミナル・マインド—潜在的人間観のゆくえ』中公新書。

下條 信輔 (2008) 『サブリミナル・インパクト—情動と潜在認知の現代』 ちくま新書.

田中 克彦 (1984) 『ことばと国家』 岩波新書.

丹治 信春 (1996) 『言語と認識のダイナミズム: ウィトゲンシュタインからクワインへ』 勁草書房.

Wittgenstein, Ludwig (1953) *Philosophische Untersuchungen*, Oxford: Basil Blackwell. 藤本隆志 (訳) 『哲学探究』 (『ウィトゲンシュタイン全集』 8)、大修館書店、1976.

Wittgenstein, Ludwig (1969) *Über Gewissheit*, Basil Blackwell. 黒田亘 (訳) 『確実性の問題』 (『ウィトゲンシュタイン全集』 9)、大修館書店、1975.

山口 裕之 (2002) 『コンディヤックの思想—哲学と科学のはざままで—』 勁草書房.

山口 裕之 (2009) 『認知哲学—心と脳のエピステモロジー—』 新曜社.

## On the Source of Normativity in Natural Language: The Case of Contradictory Sentences

Sakai Tomohiro

**Keywords:** contradictory sentence, normativity, judgment, linguistic community

### Abstract

Contradictory sentences of the form *X is not X* can be interpreted either factually (“Some *X*’s are not called *X*.”) or normatively (“Some *X*’s should not be called *X*.”). This paper shows that *X is not X* is interpreted normatively if and only if (i) there is a disagreement in the application of the word *X*, (ii) the disagreement in the application of *X* is not attributable to the disagreement in the recognition of the situation, and (iii) the person applying the word *X* differently is still considered to belong to the same linguistic community. If both of these conditions are met, the person in question is treated as ‘someone whose use of the language should be corrected’. This is the reason why *X is X* can be interpreted normatively despite the fact that it contains no word which lexically expresses normativity. This, I argue, is the only source of normativity in natural language.

(さかい・ともひろ 跡見学園女子大学)